

第2章 金融庁の行政運営

第1節 金融庁の行政運営の軌跡

金融庁は、その発足に当たり、金融庁の行政の運営に当たっての基本的考え方として、以下の6つの柱を掲げた。

(平成12年7月3日の金融庁発足時の長官談話(資料2-1-1参照))

(基本的考え方)

1. 安定的で活力ある金融システムの構築
2. 時代をリードする金融インフラの整備
3. 利用者保護に配慮した金融のルールの整備と適切な運用
4. 明確なルールに基づく透明かつ公正な金融行政の徹底
(市場規律と自己責任の原則)
5. 金融行政の専門性・先見性の向上と体制の整備
6. 外国金融監督当局との連携強化と国際的なルール策定への積極的な貢献

金融庁発足後3年目に当たる14事務年度においても、上記の基本的考え方に基づき、行政運営を進めてきたところであり、この1年間の金融庁の行政運営の軌跡の概観は、巻末のこの1年の主な出来事のとおりである。(巻末資料1参照)

第2節 財務局との連携

金融庁長官は、法令に基づき、地方の民間金融機関等の検査・監督に係る権限の一部を財務省財務（支）局長に委任しており、委任された権限に係る事務に関しては金融庁長官が財務省財務（支）局長を直接指揮監督することとしている。

また、金融庁と財務省財務（支）局との間の十分な連携を図る観点から、金融庁主催の以下の会議を開催しているほか、金融行政に対する理解を得る観点から、金融庁幹部が各財務（支）局に赴き、地元金融機関等を対象として金融庁が取り組んでいる施策等について説明及び意見交換を行っている（14 事務年度は、14 年9月に全国11局で実施。）

1．財務局長会議

財務（支）局長をメンバーとする会議で、年4回（14 事務年度は、7、10、1、4月）定例的に開催している。会議には、関東及び近畿財務局金融安定監理官並びに東京財務事務所長もオブザーバーとして参加している。

2．理財部長会議

財務（支）局理財部長をメンバーとする会議で、年2回（14 事務年度は、11、3月）定例的に開催している。会議には、各財務（支）局理財部次長、検査監理官及び金融監督官並びに東京財務事務所次長もオブザーバーとして参加している。

（上記のほか、各局等において、必要に応じて、財務局の幹部・課長クラス等を対象とした説明会等を開催している。）

第3節 職員の任用

平成14年度における職員の任用

職員の任用については、金融制度に関する企画立案や民間金融機関等に対する検査・監督等の業務を的確に遂行し、国民に信頼される金融行政を実施していくとの観点から、金融庁長官の任命権の下、財務省財務局等において検査・監督事務に従事してきた金融行政経験の豊かな人材に加えて、弁護士、公認会計士、不動産鑑定士、金融実務経験者など民間の専門家の登用や財務省以外の省庁との幅広い人事交流等、様々な分野からの人材確保を行っている。

14年度の人事異動に際しても、引き続き様々な分野からの人材確保に努めるとの観点から、新規の分野から人材を受け入れたところであり、民間からの採用48名（弁護士1名、公認会計士14名、会計士補2名、不動産鑑定士1名、情報処理技術者2名、民間金融経営者1名、アクチュアリー3名、研究者1名、再保険1名、非常勤職員からの登用22名）、政府関係機関等との人事交流8名を行った。

なお、このうち弁護士1名、公認会計士14名、会計士補2名、不動産鑑定士1名、情報処理技術者2名、民間金融経営者1名、アクチュアリー3名、研究者1名、再保険1名、政府関係機関等1名については、『任期付職員法』に基づき採用した。

また、非常勤職員として、金融実務経験者等4名（総務企画局3名、監督局1名）を採用（同年度内に常勤化採用された者を除く。）した。

平成15年度の体制整備に伴う職員の任用

15年度において、金融庁に124名の新規増員が認められた。これに伴う任用については、年度中を通じて、順次実施していくこととなっているが、既に、15年4月以降、国家公務員採用試験合格者から29名を新たに採用したほか、弁護士8名、公認会計士1名、不動産鑑定士1名を『任期付職員法』により採用し、政府関係機関等との人事交流6名を行った。また、非常勤職員として、金融実務経験者等13名（総務企画局1名、監督局1名、検査局7名、証券取引等監視委員会事務局4名）を採用（同年度内に常勤化採用された者を除く。）したところである。

コンプライアンス対応室の設置

金融庁職員の行政上の行為について、法令遵守に万全を期す観点から独立した調査を実施するため、以下の法律の専門家4名で構成されるコンプライアンス対応室を平成15年6月13日に設置した。

室長 野村 修也（金融庁顧問・中央大学法学部教授）
吉田 修（総務企画局市場課・弁護士）
中山 裕人（総務企画局信用課・弁護士）

顧問 久保利英明（金融庁顧問・弁護士）

同室は、金融庁職員の行政上の行為の法令遵守に関する情報について、情報提供者の実名、連絡先入りの文書により受付ける。

また、別途いわゆる「ヘルプライン」として、久保利顧問が担当する受付窓口を設けている。

(参 考)

民間からの人材登用 (15.6.30現在)

職 務 内 容 等	在職者
(常勤職員)	
弁護士(任期付職員法)	10
公認会計士(任期付職員法)	17
会計士補(任期付職員法)	2
不動産鑑定士(うち2名任期付職員法)	4
アクチュアリー(任期付職員法)	3
民間金融経営者(任期付職員法)	1
研究者(任期付職員法)	4
情報処理技術者(任期付職員法)	4
再保険(任期付職員法)	1
金融実務経験者等	53
NTT東日本(官民交流法)	1
(非常勤職員)	
金融工学等に関する研究	5
モニタリング体制の整備	2
デリバティブ取引、システムリ スク等に関する検査	11
国際関係業務(NTTドコモ、NEC)	2
計	120

財務省以外の省庁との人事交流

(15.6.30現在)

省 庁 名	在職者
会計検査院	2
内閣府	4
警察庁	7
総務省	6
公正取引委員会	2
法務省	12
外務省	1
厚生労働省	5
農林水産省	7
経済産業省	8
国土交通省	1
海上保安庁	1
最高裁判所	5
計	61

その他政府関係機関等との人事交流 16名

(15.6.30現在)

第4節 研究

研究体制の整備（資料2 - 4 - 1参照）

IT革命や金融システム改革の進展等による金融の高度化、複雑化、国際化等に的確に対応した金融行政を行っていくため、平成13年7月、従来の開発研修室と新設された研究開発室及び研究官を配置し、金融研究研修センターを発足させた。以降、金融研究研修センターでは、金融に関する諸問題について調査研究を行う体制の整備を図ることを目的に、公募により大学や民間シンクタンク等から研究官（常勤）として4名を採用（前年度比1名増）、外部の研究者5名を特別研究員として委嘱（前年度比1名増）した。また、研究を補助する専門研究員（非常勤）5名を採用（前年度比3名増）した。

このほか、対外的な情報発信機能を拡充する観点から、金融庁のホームページに金融研究研修センターのコーナーを新設した（平成14年11月）。

研究の実施

1. 研究官による研究

- (1) グローバル化の進展及び金融技術の洗練に伴い、金融コングロマリットの活動が深化し、また、業態を越えた金融取引が拡大している状況を踏まえ、これらに係る問題点につき、我が国の現状並びに将来ビジョンに照らして整理を行うとの観点から、「金融コングロマリット活動と規制」をテーマとする研究を実施している。また、研究活動の一環として、平成14年6月から「金融コングロマリット研究会」を開催している。
- (2) 電子金融取引が着実に拡大し、新たなビジネス・モデルの登場やIT技術の発展等に係る専門性の高い問題が顕在化してきている現状を踏まえ、これらに係る問題点につき総合的な整理を行うとの観点から、「電子金融取引への対応」をテーマとする研究を実施している。また、研究活動の一環として、平成14年6月から「電子金融研究会」を開催している。
- (3) 我が国に限らず、諸外国においても、金融を巡る環境及び金融に係る監督体制等が急速な変化を続けている現状に鑑み、「諸外国の金融制度等」をテーマに米国、ドイツ等の金融制度に関する研究を実施している。平成14事務年度は、金融機関の破綻処理関連制度の研究を進め、次の研究論文を取りまとめて公表した。

「ドイツにおける預金保護・危機対応の制度

- 市場経済に立脚した金融システムの維持 - 」

【平成15年5月公表】

- (4) 企業再生に関する法整備の進展を踏まえ、これらの法的枠組みが実際の経済活動の中でどのように機能しているのか、主にミクロ経済理論の観点から検証を進めるとともに、企業の再建過程で大口債権者としての銀行が果たす役割を考察することを通じて金融新時代における銀行の機能についても検討する研究を行っている。（平成15

年4月開始)

2. 特別研究員による研究

- (1) 金融工学理論による分析・研究として、信用リスクについて、統計的アプローチによる中小企業の信用リスクの計測や信用リスクモデル評価方法の比較に係る研究を実施している。平成14事務年度は次の研究論文を取りまとめて公表した。

「大規模データベースを用いた信用リスク計測の問題点と対策

(変数選択とデータ量の関係)」

【平成15年2月公表】

- (2) 信託業法を中心とする現行の信託法制の問題点を洗い出すとの観点から、外部の有識者を交えたヒアリングや議論を行う等の手法を用い、信託制度に係る研究を実施している。平成14事務年度は次の研究論文を取りまとめて公表した。

「米国における信託会社規制 - イリノイ州を中心に - 」

「信託業法のあり方 - イギリス法を手がかりに - 」

【いずれも平成14年11月公表】

- (3) 総合規制改革会議第2次答申及び規制改革推進3か年計画(再改定)でも言及されている証券取引分野におけるエンフォースメント手段について、法学者の視点から、諸外国の制度等を踏まえつつ論点整理を行い、望ましい制度のあり方について研究を実施している。

第5節 研修

金融庁における研修

金融業務の高度化・複雑化、情報通信技術の発展等の金融環境の著しい変化に迅速かつ的確に対応するため、金融行政における専門性の向上に努めることが必要である。こうした観点から職員の研修・訓練の充実を図り、専門知識と幅広い視野を有する人材の育成・確保に努めている。

研修には、金融研究研修センター（開発研修室）が主催する研修と、各部局等がそれぞれの業務の状況等に応じて実施する研修（職員の訓練）がある。

開発研修室の実施した研修

1．概要

開発研修室は、金融庁の職員に対して必要な研修を行っている。研修は、一般研修・基礎研修・専門研修の区分ごとに研修コースを設け、外部及び内部講師による講義やセミナー形式の事例研究等により行っている。

また、受講者は、研修対象者のうち担当部局の推薦等により決定している。

なお、一部の研修について金融庁と財務省が共同研修として、財務（支）局職員と共に研修を行っている。

（注）研修計画については、年度ベース（4月～3月）で策定している。本誌においては、計画に関しては平成14年度を基本に記述するが、研修実施状況に関しては、事務年度ベースに区分し記述する。

2．平成14年度の研修方針及び研修計画（資料2-5-1参照）

- (1) 平成14年度においては、金融庁の任務の的確な遂行に資するため研修を充実させ、専門知識を有する職員の育成を図ることを基本的な方針とした。
- (2) これに沿って、職員に対し業務に必要な専門知識等を習得させるため、職員に求められる能力、業務内容及び職務経験に応じた研修計画(36コース)を策定し、それらを円滑に実施することとした。
- (3) なお、研修計画策定にあたっては、各局からの意見や前年の研修実施状況等を踏まえ、以下のような研修コースの新設及び拡充・整理を行った。

ア．一般研修：新任係長及び新任総務係長を対象とした係長研修の新設

イ．基礎研修：事務の効率化に資するためのパソコン研修（応用コース）の拡充

ウ．専門研修

検査関連：中堅の金融証券検査官に対し、事例研究等を中心としたより実践的な知識の付与を目的とした金融検査実践研修の新設

監督関連：金融会社監督実務研修の新設

証券取引監視関連：経験複数年の検査官向けに必要な専門知識を機動的に付与することを目的とした証券取引総合研修の新設

その他：金融を巡るその時々課題を選択し、必要な専門知識を機動的に付与することを目的とした短期セミナーの新設

3．平成14事務年度の研修実施状況（資料2 - 5 - 2 参照）

(1) 概況

当初計画の研修コースについては、一部について、研修対象部署の事務繁忙等から予定どおり実施できなかった研修があったものの、概ね予定どおり実施した。

(2) 研修区分ごとの研修実施状況

ア．一般研修

新任者、転入者を対象とした金融庁の業務等の基本的な知識を習得するための研修のほか、階層別研修として新任係長研修を新たに実施した。また、管理監督者向けに、職場の人間関係やセクシュアルハラスメント防止策等を内容とするメンタルヘルス研修を実施した。

イ．基礎研修

金融庁の業務において必要とされる簿記、英会話について、受講者のレベルに応じたコースを設定して研修を実施した。また、転入者を中心とした庁内LAN研修を実施するとともに、業務の効率化に資するため、パソコン研修を受講者のレベルに応じたものとした。

ウ．専門研修

総務企画局、検査局、監督局、証券取引等監視委員会の業務ごとに必要とされる専門知識の習得のため、当該業務の担当者を対象とし業務内容別、職員の職務経験別による研修コースの設定等により効果的な研修を実施した。

また、金融業務の高度化等に対応するためのデリバティブ研修及びリスク管理研修など、全職員を対象とした専門性の高い研修を実施した。

なお、当初計画のほか、一般研修として秘書業務担当者を対象とした秘書業務研修を実施するとともに、基礎研修として文書管理システムの14年度末稼働に伴う研修を実施した。

検査局の実施した研修（資料 2 - 5 - 3 参照）

1．概要

検査局に所属する職員に対して、現状の金融行政における諸問題及び具体的な検査手法等、当面の金融証券検査の実施に必要な知識の習得を目的として、例年、短期間の研修を定期的実施するとともに金融証券検査官が在庁する時期に随時実施しているところである。

2．研修の内容

（1）全体研修

検査局の職員を対象として、金融証券検査に関する専門能力の向上等の観点から、最近の金融行政、検査マニュアル、職員の倫理等を内容とし、外部及び内部講師による講義形式により研修を年 2 回開催した。

（2）統括・特別検査官研修及び新任者研修

統括・特別検査官を対象として、金融証券検査の指揮・管理者としての素養向上を目的とした外部講師による講演等による研修を実施した。

また、新任の主任・次席及び貸出担当クラスの金融証券検査官等を対象として、厳正で実行性のある金融証券検査を実施するための実務の習得を目的とした研修を実施した。

（3）模擬査定研修

経験の浅い検査官が、機械的・画一的な債務者区分の判定に陥らないよう指導することを目的にベテラン検査官を金融機関の支店長役とし、研修生を検査官役としたうえで教材となるラインシートに基づき実際の資産査定作業を行う研修を今事務年度も引き続き実施した。

（4）その他の研修

税効果会計、DCF法等、金融証券検査を実施するにあたり必要とする実践的な知識、具体的な検査手法等の習得を目的として、検査局の参事（商法学者）や公認会計士・不動産鑑定士の資格を持つ専門検査官を講師として講義方式又は相談会方式による研修を実施した。

第6節 行政情報化の推進

金融庁における行政情報化については、金融庁行政情報化推進委員会の下、「金融庁行政情報化推進計画」(平成12年7月制定)に基づき、毎年度計画的にその推進に努めているところである。

行政情報化の推進としては、引き続き、LANシステムの整備、ホームページ掲載内容の拡充、行政内部手続のペーパーレス化の推進、既存システムの機能拡充等を行うとともに、電子政府実現に向け、「金融庁申請・届出等手続の電子化推進アクション・プラン」(平成12年9月制定)等に基づき計画的に金融庁が所管する申請・届出等手続の電子化を推進してきたところである。平成14年8月には、「e-Japan 重点計画 2002」(平成14年6月IT戦略本部決定)を受け、オンライン化実施時期の前倒しなど前述の既存アクション・プランの拡充・見直しを図り、「金融庁所管行政手続等の電子化推進に関するアクション・プラン」等を策定した。平成15年3月以降、一部手続について金融庁電子申請システムの運用を開始し、現在オンライン化されていない手続に関しても引き続き当該システムの整備に努めているところである。また、平成15年3月、内閣官房主催の各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議において、「電子政府構築計画(仮称)の策定に向けて」が決定され、その中で、電子政府構築に係る政府全体としての方針を明示した「電子政府構築計画(仮称)」及び各府省の計画を策定することとされた。このような経緯を踏まえ、金融庁における電子政府構築に向けての必要な検討を進めているところである。

情報セキュリティ対策としては、内閣官房が実施した各府省の情報セキュリティポリシーに関する再評価、「情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」(平成12年7月制定)の改正を受け、「金融庁情報セキュリティポリシー」(平成12年12月制定)の改正を行った。また、平成15年3月には、LANシステム及び金融庁電子申請システム等に対しセキュリティ監査を実施し、引き続き、電子政府の基盤としてふさわしいセキュリティ水準を達成するよう適切な情報セキュリティ対策に努めているところである。

第7節 広報

報道対応

1．報道発表及び記者会見等の実施（資料2 - 7 - 1参照）

金融庁においては、14事務年度においては339件の各種報道発表を行っている。

これらのうち、重要なものについては、大臣などによる記者会見や担当者による記者ブリーフを報道発表にあわせて行い、その内容・趣旨等について正確な理解が得られるようきちんと説明を行ってきたところである。

海外プレスに対しても、海外において関心の高い事項に関する報道発表を行う際には、英文資料を用意して、英語によるブリーフを実施している。

また、特に重要な施策や内外の市場が注視している事項について報道発表を行う場合には、報道機関各社の論説委員等との意見交換会や市場関係者等との意見交換会を開催している。

なお、定例記者会見については、これまで同様、毎火・金曜日の閣議後大臣記者会見及び毎月曜日の長官記者会見を実施するほか、平成14年10月以降は4週毎の水曜日に副大臣の定例記者会見を実施している。

2．大臣・副大臣・長官・局長等金融庁幹部職員等による各種媒体での取材対応等

金融庁においては、所管の各種施策に関し、大臣・副大臣・長官・局長等、金融庁幹部職員への新聞・雑誌・テレビ・ラジオ等各種媒体等からの取材・出演等の要請に対しては、金融行政に対する説明責任を積極的に果たすとの観点から、できる限り積極的に対応している。大臣・副大臣・長官・局長については、平成14事務年度中、延べ194件のインタビュー・番組出演等に応じている。

広報活動

1．政府広報の活用（資料2 - 7 - 2参照）

金融行政にかかる広報を限られた予算の中で効率的・効果的に行うため、金融庁所管の各種施策を政府の重要施策として、資料2 - 7 - 2の通り、政府広報各種媒体で取上げ、広く国民への理解浸透に努めている。

なお、平成15年5月12日に金融庁が公表した「個人株主の育成・拡大に向けたアクションプラン策定の要請」において、「政府においては、証券減税PRの取組みとして、『証券減税PR強化特別月間』（仮称）を設定し、集中的に政府広報等を行う」とされているところ、平成15年7月をこの特別月間とし、テレビ（含：スポットCM）・新聞・雑誌・定期刊行物等政府広報各種媒体をフルに活用して集中的な広報展開を行うべく鋭意準備を進めているところである。

2. 金融庁ホームページの拡充

金融庁ホームページについては、平成 14 事務年度において、和文・英文とも以下の通り、トップページの抜本的な刷新など利用者の利便性向上のため各種改修工事を施すとともに、その掲載情報の大幅な内容拡充を図った。

(1) 和文ホームページ

ア. 月刊金融庁広報誌「アクセス F S A」の創刊（平成 14 年 12 月）

（資料 2 - 7 - 3 参照）

平成 12 年 7 月の金融庁発足以来発行してきた「広報コーナー」に替えて、金融庁の各種施策に係る最新情報に直ちにアクセスできるホームページ上の月刊金融庁広報誌として、「アクセス F S A」を創刊した。内容としては、金融庁の施策を、幅広く、即時に、わかりやすく解説する【トピックス】、時々の金融を巡る国民的関心の高いテーマについて大臣記者会見などにおける質疑応答を抜粋して掲載する【金融ここが聞きたい！】、とかく専門的でわかりにくい金融に関する用語や様々な疑問についてわかりやすく解説する【金融便利帳】、ホームページの双方向性を活かし、読者から寄せられた金融を巡る質問に大臣・副大臣が直接答える【大臣・副大臣に質問！】、毎月の報道発表等を一覧にして掲載するとともに、それら報道発表資料にアクセスできるようにした【主な報道発表等】等の毎月恒例の記事のほか、【特別企画】として金融審議会部会長へのインタビュー記事や海外の金融事情について解説した【海外通信】などの記事も随時掲載した。

イ. 「金融庁ホームページに関するお知らせ」の欄をトップページに設置（平成 14 年 12 月）

新たなサービスの供用開始や新設コーナーの開設など金融庁ホームページに関するお知らせを掲示するコーナーをトップページに設置した。

ウ. 「資料集」のコーナーをトップページに開設（平成 15 年 2 月）

金融に関する様々な情報を検索する資料集として活用されることを目的として「資料集」のコーナーを開設した。開設と同時に「金融庁の 1 年」、「平成 5 年以降の金融関連の主な出来事等」、「免許・登録などを受けている業者一覧」を同コーナーに掲載した。また、平成 12 年 7 月の金融庁発足以来、金融庁ホームページ上の「広報コーナー」及び「アクセス F S A」において掲載された主要な解説記事を 50 音順に配列し、それぞれの記事にアクセスできるようにした「索引」を同コーナーに整備いたしました（平成 15 年 3 月）。更に、金融庁の所管する法律・政令・省令（内閣府令）などについて、金融庁内の担当部署などを付して整理の上、一覧表とした「金融庁所管法令一覧」を掲載した（平成 15 年 5 月）。それぞれ、適時、掲載情報を更新している。

エ. 「トピックス（主な新着情報）」の欄をトップページに設置（平成 15 年 5 月）

新着情報のうち主なものをピックアップして一覧できるようにした「ト

ピックス」の欄を金融庁ホームページのトップページに設置した。更に、「トピックス一覧」をクリックすると過去2ヶ月分の主な報道発表が一覧できるようにした。

オ．重要施策についてPRする各種特設コーナーを開設

従来より金融庁の行う重要施策について、広く国民にPRする観点からトップページに特設コーナーを開設している。平成14事務年度においては、「新しい預金保険制度について」、「金融再生プログラム」、「本人確認法について」、「証券税制の大幅な改善について」(以上平成14年12月)、「違法な金融業者にご注意!」(平成15年2月)の特設コーナーを開設した。なお、「証券税制の大幅な改善について」は、平成15年3月に内容拡充等のための大幅改修を行っている。

カ．各種情報等受付窓口の設置

金融庁ホームページは、金融庁からの情報発信手段としてだけでなく、従来より、パブリックコメント手続に係る意見提出をホームページ上の「ご意見箱」のコーナーで受け付けるなど、広く国民から各種情報を受け付け、ご意見を聴取する場としても活用してきている。この一般的な情報・意見受付窓口である「ご意見箱」に加え、平成14事務年度においては、中小企業など借り手の声を幅広く聞くための「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」(平成14年10月)、金融庁職員の行政上の行為の法令違反に関する情報を受け付ける「法令遵守に関する情報受付窓口」(平成15年6月)を新たに設置した。

キ．各種情報検索サービス、申請・届出サービス、照会案内サービスの供用開始

(ア)「電子申請・届出システム」(平成15年3月)

(イ)「金融庁ホームページ全文検索サービス」(平成15年4月)

(ウ)「登録貸金業者情報検索サービス」(平成15年5月)

ク．「金融研究研修センター」のコーナーの開設(平成14年11月)

金融研究研修センターの研究活動・研究成果や研修体制などを紹介する「金融研究研修センター」のコーナーを開設した。

ケ．その他

金融に関する様々な質問・疑問にできる限りわかりやすく答える「金融早わかりQ&A」のコーナーについて、収録されている質問項目を抜本的に見直しするなどの大幅な改修工事を施した(平成15年5月)

また、従来の「金融・証券情報コーナー」について、掲載情報をより利用しやすい形に整理し直し、「金融サービス利用者コーナー」に改称した(平成15年5月)

(2) 英文ホームページ

英文ホームページについては、海外向けないし国内の外国人に対して、即時に正確な情報発信を行うとの観点から、海外において関心の高いと思われ

る情報を速やかに英訳の上、掲載している。平成 14 事務年度においては以下の通り、利用者の利便性向上のための改修工事や掲載情報の内容拡充などに努めている。

ア．List of licensed(registered) Financial Institutions (免許・登録などを受けている業者一覧)の掲載(平成 14 年 10 月)

イ．関係省庁、関係機関等の英文ホームページへのリンクの大幅追加(首相官邸、銀行協会、保険協会、証券取引所等)(平成 15 年 2 月)

ウ．ホームページ上のサイトマップの見直し(平成 15 年 2 月)

エ．より見やすく、使いやすくなるようトップページのレイアウト、字体、色調などを変更(平成 15 年 2 月)

オ．「Statement & Presentation」のコーナーの開設(平成 15 年 2 月)

これまでホームページ上に散在して掲載されていた「Statement(談話)」と「Presentation(講演)」を 1 つのコーナーに集約し、より使いやすいものにした。

カ．審議会関係の組織図を改訂し掲載(平成 15 年 2 月)

キ．「References」のコーナーの開設(平成 15 年 6 月予定)

従来の「Topics」のコーナーの掲載情報を整理し、検索しやすくするとともに、海外からの関心が高い我が国金融に関する各種最新情報を新たに掲載するなど内容の大幅拡充を図った「References」のコーナーを新たに開設した。

ク．「Frequently Asked Questions」のコーナーの大幅な改修(平成 15 年 6 月予定)

日本語版ホームページの「金融早わかり Q & A」の大幅な改修にあわせ、英文ホームページの「Frequently Asked Questions」のコーナーも大幅な改修を施した。

ケ．英訳関係

海外の関心の高いと思われる事項を幅広く取り上げ、英訳の上、ホームページに掲載している。

英訳件数

大臣記者会見	40 件
副大臣記者会見	3 件
長官記者会見	18 件
プレスリリース	32 件
大臣談話(除、プレスリリース計上分)	1 件
大臣講演	1 件
その他(サーベインズ・オクスリー法関係等)	5 件
合 計	100 件

(3) その他

ア．ホームページは、利用者にまずアクセスをしてもらう必要がある受身の

媒体という側面があるので、金融庁や政府広報で作成するパンフレット等各種媒体で金融庁ホームページのアドレス等の積極的PRに努めた。

イ．金融庁ホームページにおいては、予め利用者のメールアドレスを登録すると、毎月発行される「アクセスFSA」や日々発表される各種報道発表などの新着情報がホームページに掲載される度に、電子メールで案内する「新着情報メール配信サービス」を提供している（平成14年6月3日提供開始）。その登録者数は14事務年度終了時点で1万件を超えている。

ウ．更に、これら金融庁からの情報発信だけでなく、上記の通り、金融庁ホームページ「ご意見箱」を設置し、広く意見聴取・情報受け付けを行っているが、平成14事務年度中に「ご意見箱」で受け付けた意見・情報等の件数は3,094件となっている。

（注）上記件数は「ご意見箱」における受付件数であり、「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」等の他の情報等受付窓口に寄せられた意見・情報の件数は含まれない。

第8節 情報公開の取り組み

1. 開示請求の受付及び処理状況

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）は、平成13年4月1日に施行された。

平成14年度の開示請求の受付及び処理状況は、下記の表のとおりである。

2. 主な開示請求

14年度に受け付けた開示請求のうち、主なものは以下のとおりである。

金融再生委員会の議事録
 個別金融機関に関する検査結果通知書等
 個別金融機関に関する監督事務に係る文書

3. 不服申立等

14年度における不服申立等受理事件数は11件、そのうち4件について同年度中に情報公開審査会に対して諮問を行っている。

なお、13～14年度における不服申立等受理事件数は215件（うち監視委員会2件、取下げ1件、却下5件）そのうち135件について14年度末までに情報公開審査会に対して諮問を行っている（併合しているものもあるため諮問件数は49件）。

14年度における当庁事案に係る情報公開審査会の答申は29件（併合しているものもあるため不服申立等件数では85件（13年度受理事案を含む。））である。

開示請求の受付及び処理状況（平成14年度）

部 局	開示請求 の受付	開 示 決 定 等				請 求 の取 下 げ	期 限 延 長			検 討 中
		開 示 決 定			不 開 示 決 定		30日 以 内 (10条 2項)	30日 以 上 (11条)	小 計	
		全 面 開 示	一 部 開 示	小 計						
総務企画局	30	20	12	32	0	0	0	0	0	0
検査局	82	1	26	27	47	0	3	0	3	11
監督局	254	103	507	610	72	15	4	0	4	17
金融危機対応室	68	71	437	508	5	1	0	0	0	0
小 計	366	124	545	669	119	15	7	0	7	28
証券取引等 監視委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	366	124	545	669	119	15	7	0	7	28

（注1）「期限延長」及び「検討中」の件数は、それぞれ平成14年度末現在で期限延長中又は検討中であって、開示決定等を行っていない開示請求の件数である。

（注2）1件の開示請求に対して複数件の開示決定等を行っている場合があるほか、13年度末現在で検討中であった事案について14年度中に開示決定等を行っている場合があるため、開示決定等件数、請求の取下げ件数、期限延長件数及び検討中の件数の合計は、開示請求の受付件数と一致しない。

（注3）15年度における5月31日までの開示請求件数は13件である。

第9節 金融界との意見交換

金融庁としては、金融界との率直な意見交換を行うことを通じて、行政対応や行政当局の考え方が金融界に正確に理解されるとともに、金融業の実態等を行政当局が遅滞なく把握できることが重要と考えており、このため、金融界の各業態毎に幹部レベルでの意見交換会を随時実施して、金融界との意思疎通に努めてきている。

(参考) 金融界との意見交換会の開催実績(平成14年6月~平成15年5月)

主要行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫
10回	11回	11回	4回
信用組合	生命保険会社	損害保険会社	外国損害保険会社
5回	9回	9回	5回
証券会社	投資信託会社		
2回	1回		

第10節 パブリック・コメント手続の実績（資料2 - 10 - 1 参照）

「規制の設定又は改廃に係る意見提出手続（平成11年3月23日閣議決定）により、規制の設定又は改廃に伴い政令・省令等を策定する過程において、国民等の多様な意見・情報・専門的知識を行政機関が把握するとともに、その過程の公正の確保と透明性の向上を図る観点から、これらの意思決定過程において広く国民等に対し案等を公表し、それに対して提出された意見・情報を考慮して意思決定を行う意見提出手続（いわゆるパブリック・コメント手続）が定められている。

また、「規制の設定又は改廃に係る意見提出手続」の対象は、広く一般に適用される国の行政機関等の意思表示で、規制の設定又は改廃に係るものであるが、それ以外にも、各省庁等において必要と判断したものについては同様の手続が行われている。

当庁においては14年4月から15年3月末までの1年間で、政令・府省令・告示改正27件のほか、「証券市場の改革促進プログラム」、「金融再生プログラム関連等に係る検査マニュアルの改訂」等、9件について、広く意見・情報の募集を行った。

なお、15年4月から6月末までの間には、政令・府省令・告示改正10件のほか、「金融持株会社に係る検査マニュアル（案）」について意見提出手続を実施した。

第11節 政策評価の取組み（資料2-11-1参照）

1. 政策評価制度の導入

政策評価制度は、平成13年1月の中央省庁等改革に併せて導入され、金融庁を含む各府省は、「政策評価に関する標準的ガイドライン（政策評価各府省連絡会議了承）」に基づき政策評価を実施している。

14年4月には「行政機関が行う政策の評価に関する法律」が施行され、法律に基づき、金融庁としての政策評価の実施に関する方針などを規定した「金融庁における政策評価に関する基本計画」（計画期間：平成14年4月～17年6月）、政策の目標の単年度計画である「事後評価（実績評価）の実施計画」（計画期間：平成14年4月～6月）を策定した。

2. 14事務年度における取組み

14事務年度においては、14年8月に「事後評価（実績評価）の実施計画」（計画期間：平成14年7月～15年6月）を策定し、14年12月には、平成13年度（13年7月～14年6月）を対象とする実績評価書（注）を、また、15年4月には、「平成13年度政策評価結果の政策への反映状況」を作成・公表した。

（注）実績評価書の作成に当たっては、「政策評価担当課」（政策課）の総括の下に、「各局の政策担当各課室係」がその担当する政策について自ら評価するとともに、「各局の調整担当課」（各局総務課等）において審査を実施した。さらに、金融庁内に設置した「政策評価会議」において総合的に調整を行った。

また、客観性の確保、多様な意見の反映等を図るため、政策評価や金融庁所管の政策について知見を有する学識経験者をメンバーとする「政策評価に関する有識者会議」を開催した。

金融庁における政策評価の詳細に関しては、金融庁のホームページ「政策評価について」参照。